障害のあるお子さんのための
「福祉用具のお金と制度」ガイド

“申請・費用・18歳の壁”をやさしく整理

1 まず知っておきたいこと

制度は“知っている人”が得をする



- 制度のことは、業者さんだけでなく家族も知っておくと安心
- 制度は毎年少しずつ変わる
- R6.4～ 高額所得の所得制限が撤廃
- 「座位保持装置」→「姿勢保持装置」に名称変更
- 障害福祉の冊子・市のHPは最新版か確認







市のHPは情報が見つけにくいことも。まずは役所へ相談！

2 姿勢はすべてに関わる！

使っている項目を見直すと、制度の使い方が見えてくる



- 子どもだけ使える制度がある
- 介護保険優先のものもある
- 日具と補装具が混在することも

「こどもの今」を支える視点で見直してみましょう♪

3 日具と補装具のちがい

補装具

- 医師の意見書が必要
- 自己負担上限 37,200円／月
- 月をまたぐと、その月ごとに負担がかかることも
- 例：車椅子、電動車椅子、姿勢保持装置、歩行器 など



日常生活用具

- 医師の意見書が不要な場合もある
- 自治体ごとの意が大きい
- 例：入浴補助用具、訓練用椅子、特殊マット、頭部保護帽 など



迷ったら“何の制度に対応するか”を役所に確認！

4 イスの制度と申請の流れ

A. 姿勢保持装置

- 学校や家で使う
- 医師の意見書が必要



B. 座位保持椅子

- カーシート（車載用の加算）など



C. 訓練用椅子

- テーブルが必要なものも
- 就学奨励費で使える場合も◎





★“この商品は何の制度？”を最初に確認しよう♪

5 耐用年数・修理・金額

- 例：姿勢保持は3年、入浴補助用具は8年など
- “いつ買う？何を買う？”を先に考えることが大切
- 年数内でも修理できる場合がある
- 部品交換は“交換前の写真”が大切
- タイヤの空気・溝、ワイヤー、ブレーキは定期チェック
- 最初の見積もりにある部品は、意見書なしで修理できることも
- 見積もりにない部品は意見書が必要なことも











お盆前・年末前のタイヤチェックがおすすめ！

6 年齢の区切り・特例補装具

- 18歳未満しか使えない制度がある
- 18歳を高校3年生。誕生日で区切られる
- カーシートは18歳までに買い替えを検討
- 18歳以降は都道府県管轄になることが多い
- 家用・外用1台が原則でも、必要性を伝えると認められることも
- 3歳未満でも、医師の意見書・難病・小慢などで相談できる場合あり
- 海外製や高額なものも、必要性が認められれば「特例補装具」になることがある









必要なものは必要です！ 遠慮せず相談を

まとめ

1. 障害福祉の冊子・市のHPを確認



2. この商品は何の制度か聞く



3. 耐用年数・修理・自己負担を確認



4. 役所・病院・業者さんに遠慮せず相談





制度を上手に使うコツは、
“まず聞く・早めに動く・必要性を伝える”こと。

学校・食事・入浴・排泄・睡眠・移動――
すべてに“姿勢”が関わります。



＊各自治体によって異なります。詳細は自治体へご確認ください。

2026.7.31現在

障害のあるお子さんのための「座位保持修理」ポイントガイド

“見積もり・修理・相談”の大事なポイントをやさしく整理



① まずいちばん大切なこと

修理に必要なものは、最初の見積もりに入れてもらう!



- あとで困らないように、修理も見据えて見積もりを作ってもらう
- 最初の見積もりに入っている部品は、意見書なしで修理できることがある
- 見積もりにない部品は、意見書が必要になることも
- 迷ったら「修理も考えて見積もりに入れてください」と業者さんへ伝える

② 見積もりに入れてもらうと安心な例



- 頭部支持部
- 体幹支持部
- 骨盤・大腿支持部
- 足部保持パッド
- 肩・胸・腰ベルト
- クッション・体圧分散材
- テーブル・張り加工

“今必要なもの”＋“成長や修理で困りやすい部品”も確認

③ こんな時は修理のサイン



- 姿勢が安定しない
- 膝・肩・頭が出やすい
- ガタつきが増えた
- タイヤの空気や溝が気になる
- ワイヤーが切れそう／ブレーキがききにくい

姿勢保持は3年が目安。
1年半くらいで一度チェックすると安心

④ 修理のときに必要になりやすいこと



- 交換前の写真を撮っておく
- 最初の見積書を確認する
- 気になる部分を早めに業者さん・役所へ相談する
- 耐用年数内でも修理できる場合がある
- お盆前・年末前のタイヤチェックもおすすめ

⑤ 相談の流れ

1. 気になる所をチェック・写真を撮る
2. 業者さんに相談する
3. 見積書の内容を確認する
4. 必要に応じて役所・病院へ相談
5. 修理・部品交換へ

“この部品、最初の見積もりに入っていますか?”と聞いてみよう

まとめ

1. **最初の見積もりがカギ** — 修理を見据えて必要なものを全部入れてもらおう
2. **交換前の写真を残す** — いざという時の大切な証拠になります
3. **早めに相談する** — 気づいた時にすぐ相談で安心につながる
4. **必要なものは意識せず伝える** — 遠慮せず伝えてお子さんに合ったサポートを!

座位保持修理をスムーズにするコツは、
“最初の見積もりに入れてもらう・写真を残す・早めに相談する”こと。
わからないことは、役所・病院・業者さんにその都度確認してOKです。



＊各自治体によって異なります。詳細は自治体へご確認ください。

2026.7.31現在

大切なポイントをわかりやすく！

姿勢保持装置の修理と特殊マットのポイント



姿勢保持装置の修理に必要なもの

姿勢保持装置を修理する際は、最初の見積もりに「修理の対象となる部品や内容」を入れてもらうことがとても大切です！

見積もりに入っているもの



意見書なしで修理できる！

見積もりに入っていないもの



意見書が必要になることが多い！

✔ ファンなど制度に含まれない実費分は、後から追加することができます。

例 こまめなチェックと記録がスムーズな修理につながります！

- ✔ 姿勢保持装置：耐用年数は3年。1年半ごとにチェックを！
- ✔ 車椅子：タイヤの空気・溝の減りは不快感に直結！
  → お盆休み前・正月前にタイヤチェックを！





部品交換の際のポイント



- ✔ 交換前の写真が必要！
- ✔ 自転車屋さんで応急処置 → 業者さんで交換

→ 交換前の写真を撮って、役所へ説明しよう！

野村さんから

- ♥ 車椅子の調整もこまめに！
- ♥ お洋服と同じ感覚で♡
  座奥の長さが合っていない方が多かった印象です。



SOYO・ピースマットクールは「特殊マット」でいける！

快適性や姿勢保持のために使うマットも、日常生活用具の「特殊マット」で申請・給付の対象になります！

SOYO



- 通気性が良く、ムレにくい
- 体圧分散性に優れ、快適に使える
- 姿勢保持にもサポート効果あり

ピースマットクール



- 冷感素材で夏でも快適
- 体圧分散性に優れ、蒸れにくい
- 姿勢保持と快適性を両立

これらのマットは「特殊マット」として申請可能！

役所に相談して、必要性をしっかり伝えましょう。



覚えておきたいポイント！



- ✔ 姿勢保持装置の修理対象は、見積もりに入れてもらうことがカギ！
- ✔ SOYO・ピースマットクールは「特殊マット」でいける！
- ✔ まずは役所に相談して、必要性を伝えることが大切！

正しく制度を使うために、事前準備とこまめなチェックを心がけましょう！

みんなで上手に制度を活用しよう！

＊各自治体によって異なります。詳細は自治体へご確認ください。

2026.7.31現在

障害のあるお子さんのための「日常生活用具」ガイド

住環境の視点でわかる　制度の使い方と選び方

1 日常生活用具ってなに？

まず知っておきたいこと



- 市町村が行う“購入費の給付・助成”制度
- 使える品目・金額・対象条件は自治体ごとに違う
- 原則は“購入前に申請”が必要
- まずは「○○市　日常生活用具給付」で検索



2 申請の基本ポイント

自治体で違うことも多い



- 申請書、見積書、手帳、マイナンバー等を確認
- “指定を置員業者の見積もりが必要な自治体もある
- 自己負担は原則1割が目安
- 所得状況によっては助成対象外になることも
- 迷ったら役所・相談員・訪看・PTにも相談



3 対象になりやすい主な用具　こんなものが相談できる

1 ベッド



18歳未満：調整用ベッド
18歳以上：特殊寝台

2 マットレス



体圧分散マット・エアマットなど

3 入浴用品



シャワーチェア・
シャワーキャリー・バスボードなど

4 移乗・移動





床走行リフト・スリング・
折りたたみスロープ

5 トイレ関連



補高便座・洗浄便座

6 住宅改修



手すり・スロープ・
入口拡張・床変更など

4 選ぶときの注意点　失敗しにくくするコツ



- 耐用年数を確認（例：ベッド8年、マット5年、入浴用品8年など）
- シャワーチェアは、体型・安定性により不適切が大切
- 設置・撤去前に入るか、置き場所があるかを確認
- 工事を伴うと対象外になる場合もある
- 担当者や自治体で判断が変わることもある



5 知っておくと役立つ実例　相談時のヒント

- オンライン診療でシャワーいす対象条件を要確認
- 在宅・外出が不便なく家に入るか使いやすいかを考えて情報や道具も成長を見越して選ぶのがおすすめ



まとめ



1. 市町村のしおり・ホームページを確認



2. 使いたい用具名を具体的に伝えて相談



3. 見積もり・対象条件・耐用年数を確認



4. 買う前に、できれば自宅で試してみる





いちばん大切なのは
“市町村ごとに違う”を前提に事前に確認すること。
知っておくだけで選び方も相談のしかたもスムーズになります。

＊各自治体によって異なります。詳細は自治体へご確認ください。

2026.7.31現在

ベッドのキャスターと日常生活用具制度ガイド

課税の注意点と申請前チェックポイント



① キャスターってなに？

- 介護用ベッドの移動をしやすくするための車輪
- 掃除や位置調整に便利
- でも制度申請では注意が必要



② 制度との関係

- ベッド本体、マットレス、サイドレールなどは日常生活用具の対象になりやすい
- キャスターを一緒に見積もりへ入れると、ベッド全体が課税扱いになる場合がある
- そのため、購入前の確認がとても大切



③ 申請前に確認すること

- 「キャスター込みだと課税になりますか？」
- 「後付け・別購入にできますか？」
- 「別見積もりにできますか？」
- 「取付費や出張費はかかりますか？」
- 申請前に業者さんへ必ず確認



④ 注意ポイント

- 自治体や業者によって扱いが異なることがある
- 後付けにすると、取付費や出張費がかかる場合もある
- 結果的に費用があまり変わらないこともある
- 迷ったら市町村の担当窓口や相談員にも確認





⑤ 相談のコツ

- 見積もりは「本体」と「キャスター」を分けて相談
- 制度を使う前提であることを最初に伝える
- 必要ならPT・OT・訪問スタッフにも相談
- 「課税になるか」を先に確認すると安心









いちばん大切なのは“購入前に確認すること”

キャスターは課税の対象になる場合があるため、事前確認で失敗を防げます。

＊市町村で異なるので確認をしましょう！



まとめ

ステップ1 使いたいベッドを決める



ステップ2 キャスター込みだと課税になるか確認



ステップ3 後付け・別購入・別見積もりを相談

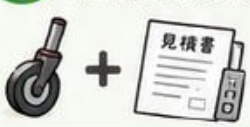

ステップ4 申請前に市町村と業者へ確認



＊各自治体によって異なります。詳細は自治体へご確認ください。

2026.7.31現在

大切なポイントをわかりやすく！

吸引器を制度でお得に買うポイント



まず知っておきたいこと

吸引器本体とバッグでは、使う制度が違います。

- 吸引器本体 → 日常生活用具
- バッグ代 → 就学奨励費

この2つを上手に使い分けると、自己負担を減らせます！



日常生活用具のポイント

- 対象の目安：身体障害者手帳1級、小児慢性特定疾病など
- 窓口は市役所
- 補助上限の目安：56,400円

※金額や負担割合は自治体によって異なる



申請の流れ

1. 申し込み



2. 見積書・カタログを受け取る



3. 市役所へ提出



4. 支給決定・支給券



5. 商品受け取り



見積もりの注意

日常生活用具は“吸引器”が対象。
見積もりには、バッグや予備パーツ込みとは書かず、
“吸引器”として申請するのがポイントです。



就学奨励費との組み合わせ

日常生活用具で足が出た分のうち、バッグ代は就学奨励費で申請できることがあります。
“吸引器”と“バッグ”を分けて考えるのがコツ！



覚えておきたいポイント！

- 吸引器本体は「日常生活用具」
- バッグ代は「就学奨励費」
- 迷ったら、役所と学校に確認
- 制度を上手に使って負担を減らそう



＊各自治体によって異なります。詳細は自治体へご確認ください。

2026.7.31現在

大切なポイントをわかりやすく！

就学奨励費の使い方ポイント



① 就学奨励費で使いやすいもの

- 通学用バッグ
- 遠足用バッグ
- 校外学習用バッグ
- 防災用バッグ など



学校生活に必要な“学用品”として使えることがあります。

② 通りにくい言い方に注意！

“吸引器用バッグ”“医療用”などの表記は通りにくいことがあります。

吸引器そのものは就学奨励費の対象外。

領収書は、学校用品としてわかる表記にするのがポイントです。

③ 領収書の書き方のコツ



- 基本は「通学用カバン代」
- 通学用が難しければ学校に確認
- 例：遠足用、校外学習用、防災用 など

“どんな表記なら通るか”を先に聞くとスムーズ！

④ うまくいかない時は？

- 事務担当に相談する
- 前例がなくても必要性を伝える
- だから校長先生にも相談
- 一度だめでも、あきらめない！



バッグだけ購入する場合も、就学奨励費が使えることがあります



⑤ 大事な注意点



- 実際に支払った金額以上の領収書は出せない
- 正しい金額で発行する
- 医療用と誤解される表記は避ける
- 領収書をもらい忘れたら再発行を相談

⑥ 覚えておきたいポイント！

- 就学奨励費は“バッグ代”で使いやすい
- 吸引器本体は対象外
- 学校ごとに通る表記が違うこともある
- まず確認して、使える制度はしっかり活用！



＊各自治体によって異なります。詳細は自治体へご確認ください。

2026.7.31現在

制度のポイント ― 吸引器セット３種類それぞれの使える制度と自己負担額 ―

①パワースマイルハートセット



セット価格 **96,800円**

吸引器	バッグ	実費
日常生活用具上限 56,400円	就学奨励費（通学用カバン代） 24,200円	実費 16,200円

日常生活用具と就学奨励費を組み合わせると、自己負担16,200円で購入できます！

※１ 日常生活用具は助成上限金額１割負担の場合あり

※２ 就学奨励費 半額負担・補助なしの場合あり

自治体や世帯収入によって異なります。

※日常生活用具自己負担額ゼロ就学奨励費でバッグ代が全額まかなえる場合

②ブルークロス 3WAYセット



セット価格 **88,000円**

吸引器	バッグ	実費
日常生活用具上限 56,400円	就学奨励費（通学用カバン代） 27,500円（帆布の場合）	実費 4,100円

日常生活用具と就学奨励費を組み合わせると、自己負担4,100円で購入できます！

※１ 日常生活用具は助成上限金額１割負担の場合あり

※２ 就学奨励費 半額負担・補助なしの場合あり

自治体や世帯収入によって異なります。

③ミニックⅢ-SBセット



セット価格 **105,600円**

吸引器	バッグ	実費
日常生活用具上限 56,400円	就学奨励費（通学用カバン代） 22,000円	実費 27,200円

日常生活用具と就学奨励費を組み合わせると、自己負担27,200円で購入できます！

※１ 日常生活用具は助成上限金額１割負担の場合あり

※２ 就学奨励費 半額負担・補助なしの場合あり

自治体や世帯収入によって異なります。

ポイントまとめ

- 吸引器は「日常生活用具」で補助（上限56,400円）
- バッグは「就学奨励費（通学用カバン代）」で補助（上限あり）
- この2つを組み合わせると、自己負担をぐっと減らせます！

まずは役所・学校に相談しましょう！



＊各自治体によって異なります。詳細は自治体へご確認ください。

2026.7.31現在